

# 学校や病院 全面禁煙

## 兵庫で条例、全国2例目

### 来春施行

学校や病院での喫煙 県の受動喫煙防止条例 成立した。厚生労働省が19日、県議会で可決、

同様の条例 国2例目。2013年4月1日に施行される。

兵庫県は当初、デパートやホテル、飲食店など民間施設にも全面禁煙を義務付けることを検討したが、業界団

体の反発を受けて分煙の義務付けにとどめるなど規制内容は大幅に

### 兵庫県受動喫煙防止条例のポイント

- 高校までの学校、病院、官公庁は屋内禁煙とし、学校は屋外の敷地も含め禁煙。喫煙室の設置も認めない
- 100平方メートルを超えるホテルや旅館のロビー、デパートには分煙を義務付け、喫煙室の設置を認める
- 客席面積100平方メートルを超える飲食店には分煙を義務付け、100平方メートル以下の場合は喫煙を認めるが、店頭喫煙の可否を表示させる
- 施行は2013年4月。民間施設への適用は14年4月

規制をすべきだ

「嫌煙権確立をめざす法律家の会」代表世話人を務める伊佐山芳郎弁護士の話 兵庫や神奈川のような条例化の動きが今後、各地の自治体に広がっていくだろう。受動喫煙は命にかかわる深刻な問題だ。健康に生活することはすべての人の基本的な権利で、国の法律で規制を進めるべきだ。

決めるのは市民

「禁煙ファシズムと戦う」の共著があるジャーナリスト斎藤貴男さんの話 非喫煙者にたばこの煙は迷惑だが、自治体が喫煙をコントロールするのはやり過ぎだ。市民が自分たちでルールを決めるべき問題で、公権力が人の生き方にまで介入すれば、市民社会の敗北につながる。

後退した。

分煙設備の導入期間を考慮し、民間施設への条例適用は14年4月とした。違反した事業者には警告し、従わない場合は30万円以下の罰金。禁煙区域で喫煙した人にも2万円以下の過料を科す。

条例は、病院、官公庁の屋内を禁煙とし、喫煙室の設置も認めない。高校までの学校は屋外の敷地も含め禁

煙。100平方メートルを超えるホテルや旅館のロビー、デパートに分煙を義務付けた。

県内に約2万店ある飲食店については、分煙義務を課す客席面積の基準が議論となり、最終的に100平方メートルと定められ、対象は約4千店となった。1

00平方メートル以下の小規模飲食店には喫煙を認めるが、店頭喫煙の可否を表示させる。

県が設置した検討委員会では、医療関係者が厳しい規制の必要性を主張。これに飲食業や宿泊業の団体が「利用客が減る」と反対。発、県議会で過半数を占める自民党が同調した。

神奈川県の条例は10年4月に施行。学校や病院は禁煙だが、喫煙室の設置は認められている。